

# 「長岡市事業継続緊急支援金」

## 申請要領

### 【支援対象拡大版】

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少を背景に、中小企業等の経営を圧迫する固定費相当額を市が負担し、事業の継続に向けた取り組みを支援します。

#### 【対象経費及び支援額】

##### ① 事業所の家賃の支払いがある方（家賃＋水道・下水道料金）

市内事業所や店舗の賃貸借契約に基づく「事業所や店舗の家賃（賃借料の3か月分）」及び「水道・下水道料金（2か月分）」の合算額。ただし、次の金額を上限とします。

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| ・常時使用する従業員（専従者を除く）が9人以下の場合  | 15万円 |
| ・常時使用する従業員（専従者を除く）が10人以上の場合 | 30万円 |

※土地（駐車場を含む）の賃借料は、対象外とします。

##### ② 事業所を自己で所有している方（固定資産税＋水道・下水道料金）

「家屋（事業所や店舗等の建物）と償却資産の令和2年度固定資産税・都市計画税の年税額の1/4」及び「水道・下水道料金（2か月分）」の合算額。ただし、10万円を上限とします。

※固定資産税・都市計画税のうち「土地」は対象外とします。

※上記1と2を両方申請することはできません。なお、申請回数は1事業者1回限りです。

※この支援金は、国の持続化給付金（法人200万円、個人事業主100万円）ではありません。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、申請書類は郵便での提出を基本とします。

長岡市商工部産業支援課

## 【対象者】

次の条件をすべて満たす中小企業等が対象となります。

- 1 運輸業、郵便業、教育・学習支援業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、製造業、生活関連サービス事業、娯楽業、建設業など  
(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者で市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。なお、法人の場合は、本社などの主たる事業所が長岡市にある事業所が対象です。)
- 2 個人事業主の場合は、申請時点において市内に事業所を有していること。
- 3 令和2年2月から5月までのいずれか1か月における売上額が、前年同月の売上額より30%以上減少していること。  
(前年同月に事業を行っておらず売上がない場合は、令和元年11月から令和2年1月までのうち、事業を行った月の売上平均額を比較等、事業の内容に合わせて対応します。)
- 4 雇用の維持や事業継続のための意思を有していること。
- 5 以下のいずれにも該当しないこと。
  - ア 風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主または法人
  - イ 長岡市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年長岡市条例第50号)第1号及び第2号に該当する個人事業主または法人

## 【必要書類】

### ① 事業所の家賃の支払いがある方（家賃 + 水道・下水道料金）

- 1 長岡市事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書（家賃+水道料金）
- 2 売上高及び従業員数等の確認書類

次のいずれかの書類

- ア 直近の確定申告に係る法人事業概況説明書の写し
- イ 直近の確定申告に係る所得税青色申告決算書の写し
- ウ 直近の確定申告に係る収支内訳書（一般用）の写し

※いずれも税務署受付印のある写しまたは電子申請の場合はメール詳細

※上記の書類で従業者数が確認できない場合は、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写し）などを提出してください。

- 3 減収月の事業収入額を示した帳簿等
- 4 事業所や店舗の家賃の賃貸借契約書の写し（申請日に事業者が契約を継続していることが確認できるもの）
- 5 水道・下水道料金（令和2年2月～5月の連続した2か月分）の確認書類

次のいずれかの書類

- ア 料金のお知らせの写し（レシート状のもの）
- イ 納付書の写し
- ウ 領収書の写し
  - ・口座振替の方：次回の検針のお知らせの下側に印字
  - ・納付書払いの方：支払い時に受領印を押印されたもの
- エ テナント等の場合は貸主からの請求金額がわかる書類

- 6 支援金の振込先の金融機関、支店及び口座を確認することができる通帳（通帳を開いた1～2ページ目）等の写し（申請者と口座名義人が同一であること。）

※申請書の様式（家賃+水道料金）は、長岡市のホームページからダウンロードしてください。

## 【必要書類】

### ② 事業所を自己で所有している方（固定資産税＋水道・下水道料金）

1 長岡市事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書（固定資産税＋水道料金）

2 売上高の確認書類

次のいずれかの書類

- ア 直近の確定申告に係る法人事業概況説明書の写し
- イ 直近の確定申告に係る所得税青色申告決算書の写し
- ウ 直近の確定申告に係る収支内訳書（一般用）の写し

※いずれも税務署受付印のある写しまたは電子申請の場合はメール詳細

3 減収月の事業収入額を示した帳簿等

4 家屋（事業所や店舗等の建物）と償却資産の令和2年度固定資産税・都市計画税額の  
確認書類

次のいずれかの書類

- ア 令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書の写し  
（所有者が記載されている表紙及び該当箇所の課税明細書の写しを添付してください。）
- イ 令和2年度固定資産税・都市計画税課税台帳証明（名寄帳）の写し

5 水道・下水道料金（令和2年2月～5月の連続した2か月分）の確認書類

次のいずれかの書類

- ア 料金のお知らせの写し（レシート状のもの）
- イ 納付書の写し
- ウ 領収書の写し
  - ・口座振替の方：次回の検針のお知らせの下側に印字
  - ・納付書払いの方：支払い時に受領印を押印されたもの

6 支援金の振込先の金融機関、支店及び口座を確認することができる通帳（通帳を開いた1～2ページ目）等の写し（申請者と口座名義人が同一であること。）

※申請書の様式（固定資産税＋水道料金）は、長岡市のホームページからダウンロードしてください。

**【申請期間】** 申請期限を延長しました

〈家賃＋水道・下水道料金〉

令和2年4月22日（水）～~~令和2年6月30日（火）~~（当日消印有効）

令和2年7月15日（水）

〈固定資産税＋水道・下水道料金〉

令和2年5月13日（水）～~~令和2年6月30日（火）~~（当日消印有効）

令和2年7月15日（水）

**【申請方法】**

郵送を基本とします。

宛先：〒940-8501（住所不要） 長岡市商工部産業支援課 行

**【問い合わせ】**

長岡市商工部（長岡市大手通2-6 長岡市役所大手通庁舎）

TEL 0258-39-2228（産業支援課）

TEL 0258-39-2222（工業振興課）

※当支援金に係る取扱いについて、長岡市補助金等交付規則及び長岡市事業継続緊急支援金交付要綱に定めるほかは、本「申請要領」によりますので、ご注意ください。

**【申請から支援金交付までの流れ】**

